随　意　契　約　結　果　表

発注課名　　上下水道課

委　託　番　号		
業務委託等の名称	水道料金システム機器更改業務	
業務委託等の場所	豊前市大字吉木９５５	
業務委託等の種別	システム更改業務	
業務委託等の概要	水道料金システム機器更改	
履　行　期　間	令和８年１０月１日　から　令和１３年９月３０日　まで	
契約の相手方	商号又は名称	三菱 HC キャピタル株式会社
	住　　所	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番１号
契　約　金　額	１０，０３２，０００円	
契約の相手方を選定した理由	本業務は、水道料金システム機器更改業務である。現在使用している料金システム機器は、令和８年９月をもって賃貸借契約が満了となるため、当該システム機器のリプレース及び水道料金システムの改修を行うものである。 当該改修業務を㈱九州日立システムズ以外の業者に依頼した場合、既存システムの設計内容の解析や、個別にカスタマイズされた帳票類の再構築など、改修範囲を超えた作業が発生することから、業務に要する費用が大幅に増加するおそれがある。また、障害発生時の原因究明や瑕疵担保責任の範囲が不明確となるおそれがある。このため、既存システムの構成及び環境を熟知している㈱九州日立システムズが本業務を実施することが、安全面及び経費面において最も適切である。しかし、本業務については、一括購入に必要な予算の確保が困難であるため、リース契約とする必要があるが、㈱九州日立システムズはリース契約に対応しておらず、㈱九州日立システムズの製品をリース可能な業者は、三菱 HC キャピタル㈱のみである。 よって、㈱九州日立システムズが提供するシステム機器をリース契約により調達できる業者が三菱 HC キャピタル㈱に限られることから、三菱 HC キャピタル㈱以外では契約の目的を達成することが困難であるため、三菱 HC キャピタル㈱と随意契約を行うものである。	